

# マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

## 平成26年度税制改正大綱

### 個人所得税関連

- ゴルフ会員権やリゾート会員権等の損益通算が廃止  
譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を加える。  
(注)上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等について適用する。
- 給与所得控除の見直し  
控除の上限額が適用される給与収入 1,500 万円(控除額 245 万円)を、平成 28 年より 1,200 万円(控除額 230 万円)に、平成 29 年より 1,000 万円(控除額 220 万円)に引下げ。
- NISAの使い勝手の向上  
1 年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を認める。

### 法人税関連

- 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止
- 民間投資と消費の拡大  
交際費課税制度の適用期限を2年間延長するとともに、飲食のための支出の 50%を損金算入することを認める。  
(注)中小法人については、現行の定額控除(800 万円)との選択制になる
- 中小企業投資促進税制の拡充  
生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却又は7%税額控除(資本金 3,000 万円以下の企業は 10%)を認める。
- ベンチャー投資促進税制を創設  
ベンチャーファンドを通じて事業拡張期にあるベンチャー企業へ出資した場合、その損失に備える準備金につき損金算入を認める(出資金の 80%損金算入)。

※ 上記内容は全て法案可決成立前の情報となっております。